

第7回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成27年1月30日(金) 9時30分～10時10分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

3 出席委員(12人出席)

- ① 新穂 敏憲 ② 坂口 輝美 ③ 冨永 勝志 ④ 石原 千代年
⑤ 堂後 善人 ⑥ 尻無濱 俊幸 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 平田 修二
⑨ 京田 提樹 ⑩ 松下 輝男 ⑪ 石坂 務 ⑫ 田嶋 輝男

4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

5 議事日程

諮問第1号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

認定第1号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請認定について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

議案第4号 農用地利用集積計画について

その他(報告等)・・・なし

6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)
久保田真一郎 (次長兼管理係長)
大田 豊茂 (管理係)
迫口 大地 (管理係), 濱崎 春香 (管理係)
- 農政課 園田 健 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

お早うございます。

定刻になりましたので、ただ今から第7回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1 議事録署名委員の指名であります。議長において、2番 坂口 輝美委員、3番 富永 勝志委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第7回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3 諸報告であります。1月5日、市役所の仕事始めの式に私が出席いたしました。

また、1月15日は、本市のABCパレスで開催された出水地区青年農業者会議に出席いたしました。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のと

ころでお願いをいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4 諮問第1号

農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。

農政課の説明を求めます。

農政課 (園田 健)

お早うございます。

それでは、詰問第1号の説明をいたします。

今回、新規2件、更新11件、合計13件の農業経営改善計画の認定申請がありました。

第三者機関の意見聴取のため農業委員会に対して、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものでございます。

認定要件といたしましては、農業経営基盤強化促進法第12条第4項に基づき、阿久根市の基本構想、それから農用地の効率的な利用並びに経営改善計画の達成の見込み並びに農林水産省経営局長通知の認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインに基づいて判断するよう通知されているところであります。

なお、年齢制限等については画一的には適用をせず、市町村の独自基準により弾力的に運用をするものでございます。

また、去る1月8日・木曜日に行いました関係機関・団体による農業経営改善計画認定審査会において審査を行い、認定することは適当であるという意見に達したところであります。

それでは、資料のご説明をいたします。

(諮問資料にて説明)

以上で御説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

5番委員 (堂後 善人)

2ページ・3ページと後の方にも関係するので、最初に確認しておきたいのですが、現況の方の頭数とか面積とか、あと目標の方の面積・頭数、その下の所有地、借入地の面積と、このページも後のページもですけれども、合っていないのですが、これは別になるのでしょうか。

例えば2ページで言えば、現況が326アール、それに対して所有地と借入地は合計すると326アールにならないわけですが、同じく目標においても合っていないのですが、どうでしょうか。

7番委員 (高原 熊夫)

水田農家では二期作というので、作付面積と実際の所有地・借入地面積というのは若干の違いは出てくると思います。

事務局長 (谷口 義美)

今、高原委員からありましたように、表作・裏作、耕作面積と言いますか、要するに例えば表で芋を作って、その後バレイショとか、耕作としては作付はこれだけ面積をやって、2ページで言いますと合計では326アールになりますが、土地そのものとしては借入地は234アールという風に御理解いただければと思いますが。よろしいでしょうか。

議長 (田嶋 輝男)

5番 堂後委員、よろしいでしょうか。

5番委員（堂後 善人）

はい。

議長（田嶋 輝男）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

農政課の説明は、認定しようとするものであります。

諮問のとおり、認定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長（田嶋 輝男）

ご異議なしと認めます。

よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長（田嶋 輝男）

日程第5 認定第1号

農業委員会委員選挙人名簿登載申請認定についてを議題といたします。

本件について、事務局に説明を求めます。

事務局（久保田 真一郎）

それでは、認定第1号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請認定について、ご説明いたしたいと思えます。

皆さま方の後ろの黒板の前のテーブルに、投票区ごとに分けた登載

申請書綴りを置いてございますけれども、これを集計した一覧表を別紙にて作成いたしまして、皆さまの各お手元に配布してございますので、それをご覧いただきたいと思っております。

御承知のように、通常農業委員会委員選挙は、農業委員の任期の3年ごとに行われております。

本市は昨年7月に農業委員選挙を行いましたので、今年は選挙の年ではございませんけれども、毎年選挙人名簿登載申請認定の実施につきましては、万一、任期途中におきまして委員の解任などが行われた場合に、すぐに対応できるように農業委員会等に関する法律に定められているものでございます。

この法律第10条第1項によりまして、選挙管理委員会では一定の要件を備えた人の申請に基づきまして、毎年1月1日現在により、その選挙資格を調査しまして、選挙人名簿を作成しなければならないとなっておりますところでございます。

この一定の要件とは、お手元の資料の表紙裏に記載してございますように、年齢20歳以上の者で、阿久根市内に住所を有し、その世帯において10アール以上の耕作を行い、また同居人等におきましては、耕作従事日数が年間概ね60日以上である者となっております。

これは要件を備えていても、あくまでも農業委員選挙は本人の申請によりまして、登載名簿が作成され、選挙権が与えられるというものでございます。

この申請書につきましては、農業委員会では審査を行い、選挙管理委員会に送付いたしますが、選挙管理委員会ではこれをあらためて確認したうえで選挙人名簿を作成し、2月23日から3月9日までの15日間縦覧を行い、3月31日に確定され、次年度、平成27年度1年間の選挙人名簿として保存されるものでございます。

それでは、申請書の審査結果でございますが、資料の9ページをご覧いただきたいと思っております。

この表が、総計となっております。

左側の平成24年度から年度ごとに登載者数を記載してございまして、

一番右側の着色部分が今回、平成27年度の名簿登載予定者数となっております。

申請書の配布につきましては、農家台帳を基に作成いたしまして、そのほとんどを各区長に配布いたしまして、その回収までをお願いしたところでございます。

平成27年度の名簿作成に係る申請書の配布数は、法人を合わせて1,993件でございます。このうち申請が560件ございました。

これを審査いたしました結果、名簿登載予定世帯数は560世帯、男572人、女442人、合計1,014人となりました。

名簿登載者数は総計欄をご覧くださいますと分かりますように、平成24年度は1,246人でしたが、平成25年度は1,178人、平成26年度は1,126人と、やはり高齢化の影響で年々減少してきております。

今回の平成27年度が1,014人ですので、平成26年度と比較いたしまして112人減少しているところでございます。

よって、今後とも年々名簿登載者数は減少する傾向にあるものと思われまます。

今回も申請される方が登載申請書に記入する際、記入方法を解りやすくするために、色用紙で作成した説明書をつけて申請書の記入をお願いしたところでございますが、農家の高齢化等もございまして、提出していただきました申請書の中には耕作面積や従事日数などの記載漏れなどもあり、審査に苦慮する申請書もございました。しかし、あくまでも耕作面積が基準でございますので、面積欄に記載が無かった方につきましては、前回提出のものと照合を行い、また、農家台帳でも確認を行うなどして再確認を行いました。その結果、世帯員の方で耕作していないと審査した件につきましては、選挙権なしということで判断したところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、農業委員会委員選挙の選挙人名簿の登載につきましては、あくまでも申請主義でございます。

今後も農業委員会委員選挙人名簿登載申請につきましては、減少傾向が懸念されますので、今後とも一反・10アール以上の農地を耕作されている方には、一人でも多くの申請をしていただくように働きかけをしていか

なければならぬと感じたところでございます。

最後になりますけれども、農業委員の皆さま方にも在家活動の中で、農業委員の活動の大切さについての啓発活動もしていただければ、少しでもこの登載申請が増えるのではないかと考えております。

なお、この選挙人名簿登載者数につきましては、今後、選挙管理委員会の確認によりまして、若干変更になることもございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明のとおり、当該申請書に記載された事項について供覧にしてありますが、これについて質疑、御意見等はございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、供覧のとおり意見を付し、選挙管理委員会に送付することに異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、供覧のとおり意見を付し、選挙管理委員会に送付することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局 (大田 豊茂)

それでは、議案第1号についてご説明いたします。

議案書の4ページをご覧ください。

農地法第3条の申請は2件であり、内容は、賃借権が1件と使用貸借権の設定が1件であります。

なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

また、1月19日に2番委員及び11番委員と事務局で現地調査並びに聞き取り調査を実施いたしました。

それでは、ご説明させていただきます。

整理番号1について、地図は1ページから4ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは、現在、水稻・甘藷の生産を行い、年間80日程度、農業に従事されております。

申請地は、水稻・甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。なお、〇〇さんは今回新規就農者でございます。

次に、整理番号2について、地図は5ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にある〇〇〇〇〇〇〇株式会社であります。

〇〇〇〇〇〇〇株式会社は、現在、甘藷の生産を行い、年間300日程度農業に従事されております。

申請地は、甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われ

ます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査員の報告を求めます。

2番委員 (坂口 輝美)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。

1月19日に11番委員及び事務局職員と現地調査並びに聞き取り調査をいたしました。

申請地は、耕作可能な農地でありました。

申請人も農機具の所有や就労日数・耕作面積など問題なく、営農に意欲的に取り組んでおられました。

申請地も必ず耕作するとのことで、周辺への影響も無く、許可相当であると調査して参りました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第7 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

お早うございます。

議案第2号について説明いたします。

今月の農地法第5条の許可申請は3件です。

1月19日に2番委員及び11番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは、整理番号1から順次説明いたします。

整理番号1は、一般住宅への所有権移転です。

地図は6ページで、〇〇〇〇〇〇〇〇店近くになります。

申請地は、農地の広がり規模が10ha未満の生産性の低い第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、〇〇市にお住いの〇〇 〇〇さんです。

〇〇さんは現在借家住まいであります。子どもができて今の住まいが手狭となってきたため、今回申請地に自己の住居を建築されたく申請されたものです。

申請地周囲は北側市道、東側宅地、他は不耕作の畑でありました。

西側の畑は申請地よりも2 m程高い位置にあり、住宅も平屋建てとし、南側の畑からは3 mほど距離をおいて建築されるため、周囲の農地に影響はありません。

申請地は、現状のまま使用され、排水等は浄化槽で処理後、北側の市道側溝に流されます。

次に整理番号2につきまして、整理番号2はソーラー発電所への所有権移転です。

地図は7ページで、○○○○○○○近くになります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い第2種農地のその他の農地に該当します。申請人は、○○にあります株式会社○○○○○○代表取締役である○○ ○○さんです。

○○さんは、昨年4月に旧・○○○○をソーラー発電所として利用したいとのことで、5条申請をされ、5月に県の許可を受けていますが、今回、この許可地の隣接地である北側の現況地目・畑2筆にソーラー発電所を拡張設置されたく申請されたものです。

申請地の隣接農地は北側の畑のみで、他は山林及び市道及び転用地であります。

申請地は現状のまま使用され、雨水等は自然流下です。

周囲にはフェンスを設置されます。

次に整理番号3につきまして、整理番号3は、一般住宅への使用貸借権設定です。

地図は8ページで、○○公民館隣りになります。

申請地は、農地の広がりがある10 ha以上あり、第1種農地に該当することから原則不許可地であります。申請地から50 m以内に3戸以上の住居が連たんしていることから、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、○○区にお住まいの○○ ○○さんです。

○○さんは現在借家住まいであります。今回、義理の父より申請地を借り受け、自己の住居を建築されたく申請されたものです。

申請地周囲は北側市道及び畑、東側宅地、他は畑でありました。

申請地は整地を行い、周囲の農地に土砂流出がないようにブロック積み施工をされます。排水等は浄化槽で処理後、北側の市道側溝に流されます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終了しました。

次に調査員の報告を求めます。

1 1 番委員 (石坂 務)

それでは、農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請について報告をいたします。

1 月 1 9 日に 2 番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは、整理番号 1 から順次報告をいたします。

整理番号 1 につきまして、申請地周囲は北側市道、東側宅地、他は不耕作の畑でございました。周囲への悪影響もなく、許可相当であると調査して参りました。

次に整理番号 2 につきまして、申請地に隣接する農地は、北側の畑のみで、他は市道及び山林及び転用地であり、農地への影響もなく、許可相当であると調査して参りました。

次に整理番号 3 につきまして、申請地周囲は北側市道と畑、東側宅地、他は畑でございました。土砂流出がないようにブロック積み施工をされることから、農地への影響も無く許可相当であると調査して参りました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終了しました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第8 議案第3号

非農地証明願いについてを議題といたします。

本件については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長（田嶋 輝男）

日程第 9 議案第 4 号

農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（迫口 大地）

それでは、議案第 4 号 平成 27 年農用地利用集積計画書第 1 号について、ご説明いたします。

始めにこの計画書の公告年月日は平成 27 年 2 月 2 日となります。

それでは、1 ページ目をお開きください。

（ 議案資料にて説明 ）

以上、農地銀行活動調査表及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。

なお、議案第 4 号 平成 27 年農用地利用集積計画書の第 1 号は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長（田嶋 輝男）

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局からは、ありませんか。

事務局 (久保田 真一郎)

ございません。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10:10